



NANJO CITY

お役立ち!ハンドブック
南城市母子寡婦福祉会
事務局 090-6858-1182(国頭) 080-6490-0111(上地)
南城市福祉部児童家庭課
TEL.098-946-8995
H26年8月1日
印刷:丸正印刷株式会社

お役立ち! ハンドブック



南城市母子寡婦福祉会



NANJO CITY

○ひとり親とは、

母子家庭の母および父子家庭の父をいいます。

○母子家庭の母とは

現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子(次のいずれかに該当する女子)の方をいいます。

- ①配偶者と死別、または離婚し、現に婚姻をしていない女子
- ②配偶者の生死が明らかでないか、配偶者から遺棄されている女子
- ③配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- ④配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- ⑤配偶者が1年以上拘禁されている女子
- ⑥婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの

○父子家庭の父とは

上記の母子家庭の母の定義の「女子」を「男子」と読みかえた方をいいます。

○寡婦とは

母子家庭の母の定義の中の①～⑥のいずれかに該当する女子であって、かつて配偶者のない女子として児童(20歳未満)を扶養していたことのある方をいいます。

目次

相談	04
手当・年金・貸付等	06
子育て	15
女性に関する相談	22
障がい(児・者)に関する相談	24
仕事	27
生活・その他	30



相談

就業相談

児童扶養手当を受給している方を対象としたハローワークによる就労個別支援

児童扶養手当受給者で早期就労を希望する方へ完全予約によるきめ細やかな就労支援を行っています。

場所：南城市大里庁舎

日時：第1・3・5月曜日 10:00～15:00【完全予約制】

※ハローワーク那覇やグッジョブセンターおきなわにて個別支援を受けることも可能です。

お問い合わせ先

南城市福祉部児童家庭課

TEL:098-946-8995

ハローワーク那覇

TEL:098-866-8609(コード番号42#)

消費生活相談室

毎週火曜日

問い合わせ

南城市役所生活環境課 TEL:098-946-8981

無料法律相談

毎月第2木曜日 2時～

お問い合わせ

南城市生活環境課 TEL:098-946-8981

相談

(公社)沖縄県母子寡婦福祉連合会

経済・就職・教育・法律・就業・養育費問題等に関する相談を行っています。お困りの方はひとりで悩まず、まずお電話を。相談はすべて無料です。

無料法律相談

弁護士による法律相談を行っています。

○相談日：第2・4金曜日 16:00～17:00

事前に予約をして下さい。(☎098-887-4099)

養育費相談

養育費専門相談員が相談に応じます。

○相談日：毎週水・金曜日 9:00～16:30

事前に予約をして下さい。(☎098-887-4108 直通)

就業相談

就業相談から就業支援講習会、求人情報の提供等を行っています。

○相談日：毎週月～金曜日 9:00～16:30(水曜日を除く)

事前に予約をして下さい。(☎098-887-4099)

沖縄県母子家庭生活支援モデル事業

沖縄県マザーズスクエアゆいはあと

支援内容

さまざまな課題を抱えて困窮している母子家庭に対して、民間のアパートを借り上げ、地域の中で自立した生活が送れるよう支援居室を提供しています。

本事業では、住宅支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援など、各母子家庭の個別事情に応じた自立支援計画を作成のうえ、専任のコーディネーターによるトータルサポートを行います。なお、支援期間は原則1年です。



児童手当

中学校卒業までの児童を養育している者に支給されます。

支給月額

所得制限額未満である者	支給月額
0～3歳(3歳になる誕生月まで)	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円
所得制限額以上である者	支給月額
〈当分の間の特例給付〉(附則に規定)	5,000円

(平成26年度現在)

現況届

児童手当の受給者の毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受け取る要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。各市町村からの案内をご覧ください。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

児童扶養手当

ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進のため手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

受給資格者

次の条件のいずれかにあてはまる児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者)を監護している父、母又はその養育者が支給を受けることができます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④父又は母が生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が未婚で子供を生んだ場合の児童
- ⑧遺棄などで父母がいるかいないか明らかでない児童
- ⑨父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

手当の額

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童が1人の場合	41,020円	所得に応じて9,680～41,010円
児童が2人の場合	上記金額に5,000円加算	
3人目以降	1人につき上記金額に3,000円加算	

(平成26年度現在)

(注)

受給者の所得が一定以上ある場合は、手当の一部又は全部が支給されません。

申請方法

手当を受けるには、各市町村の担当課窓口に必要な書類を添えて申請手続きをします。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は登録済証明書)
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し③
その他窓口で提出要請を受けた必要書類

支給方法

手当は、認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から



支給され、4月・8月・12月の3回、支給月の前月までの4か月分が指定した金融機関の口座へ振込まれます。

現況届

現況届は、所得が限度額を超え手当が全部支給停止となっている方も含め、毎年8月に提出します。この届は、現在手当を受けている方のその後1年間の受給資格を審査するもので、法律により提出が義務づけられており、提出しない場合は8月以降の手当が支給されなくなります。

特別児童扶養手当

身体又は精神に障害のある20歳未満の児童を監護、養育している者に支給されます。

手当の額

区分	支給額(月額)
重度障害(1級)	49,900円
中度障害(2級)	33,230円

(平成26年度現在)

障害児福祉手当

20歳未満の者で日常生活において常時特別の介護を要する在宅の重度障害児に支給されます。

遺族基礎年金

国民年金の被保険者又は被保険者であった人が死亡した場合に、その方によって生計が維持されていたその人の子(18歳到達年度の末日までにある子又は20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子)又は子のある妻に支給されます。

遺族厚生(共済)年金

次のいずれかの場合に故人に生計維持されていた遺族に支給されます。

- ①被保険者が在職中(被保険者期間中)に死亡したとき
- ②被保険者が在職中に初診日がある傷病で5年以内に死亡したとき。
- ③1級又は2級の障害厚生(共済)年金受給者が死亡したとき。
- ④老齢厚生年金(退職共済年金等)の受給資格を満たした人が死亡したとき

支給額

死亡した人の給与の平均と、年金に加入していた期間に比例して異なります。

問い合わせ

- ・国民年金に加入されていた方・・・南城市国保年金課
- ・厚生年金に加入されていた方・・・社会保険事務所
- ・共済年金に加入されていた方・・・勤務していた職場



寡婦年金

国民年金に加入している自営業者等(厚生年金・共済年金の被保険者及び組合員を除く。)で一定の納付要件を満たした夫が老齢基礎年金等を受給せず死亡したとき、夫に生計を維持されていてかつ10年以上婚姻関係にあった妻に対し60歳から65歳になるまでの間支給されます。

支給額

夫が受ける予定の老齢年金の3/4の金額

死亡一時金

国民年金の保険料を3年以上納めた方が、基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないで死亡したとき、その方と生計を同じくしていた遺族(①配偶者または子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹の中で優先順位の高い方)が受けることができます。

・遺族基礎年金や寡婦年金との供給はできません。

離婚時の厚生年金の分割制度

平成19年4月1日以降の離婚については年金分割を受けることが可能になりました。請求期限や合意による分割、自動的に半分分割になる場合等、いろいろ要件があります。

問い合わせ

管轄の社会保険事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料の免除

国民年金については、収入が少なく生活が苦しいため保険料が納められない場合や、生活保護又は障害年金を受給している場合に保険料が免除されます。

※年金額・手当額等については毎年改正されるものもありますのでご注意ください。

就学・修学関係

義務教育就学援助制度(準要保護制度)

経済的な理由により小学校、中学校への就学が困難な場合に学用品費、給食費、修学旅行費、医療費等が支給されます。

定時制就学奨励金貸与制度

定時制や通信制課程の高校を就学する生徒に対し、資金を貸与する制度です。



手当・年金・貸付等

高等学校就学支援金制度

私立高校などに在学する生徒で国内に住所を有し、経済的に困難な方を対象に就学支援金が支給されます。

問い合わせ

詳しくは通学している学校にお問い合わせ下さい。

奨学金

経済的な理由により大学などに進学できない方のために奨学金の貸与や給付を行っています。

日本学生支援機構	日本学生機構ナビダイヤル 0570-03-7240
沖縄県国際交流・ 人材育成財団	沖縄県国際交流・人材育成財団 098-942-9213
沖縄県母子寡婦福祉連合会 奨学金・激励金	沖縄県母子寡婦福祉連合会 098-887-4099
交通遺児育成基金	(財)沖縄県交通遺児育成会 098-941-5070
あしなが育英会	あしなが育英会 03-3221-0888
日本政策金融公庫	日本政策金融公庫教育ローンコールセンター 0570-008-656
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫 098-941-1798
ジーマ奨学金	(財)儀間教育振興会 098-875-3860
看護師等修学資金・ 介護福祉士等修学資金	沖縄県福祉保険部 医務課 098-866-2169 沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター 098-882-5703
各市町村民対象の奨学金	各市町村の育英会や教育委員会へ お問い合わせください。
大学や専門学校独自の奨学金	県内各大学へお問い合わせください。



手当・年金・貸付等

母子寡婦福祉貸付金

母子家庭の母や寡婦が経済的に自立し、幸せな生活を築いていくことをお手伝いするため、無利子または低金利で資金を貸付けます。

貸付金の種類	貸付けの内容	利子
1 事業開始資金	事業を始める資金	連帯保証人あり→無利子 連帯保証人なし→年 1.5%
2 事業継続資金	事業を続けるために必要な資金	連帯保証人あり→無利子 連帯保証人なし→年 1.5%
3 修学資金	子どもの就学に必要な資金	無利子
4 技能習得資金	就職に必要な技能習得資金	連帯保証人あり→無利子 連帯保証人なし→年 1.5%
5 修業資金	子どもが事業を開始または就職に必要な知識技能を習得する資金	無利子
6 就職支度資金	就職に際し必要な経費及び通勤用自動車等を購入する資金	連帯保証人あり→無利子 連帯保証人なし→年 1.5%
7 医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金	連帯保証人あり→無利子 連帯保証人なし→年 1.5%
8 生活資金	技能習得資金・医療介護資金貸付等期間中の生活維持に必要な資金	連帯保証人あり→無利子 連帯保証人なし→年 1.5%
9 住宅資金	住宅の建設・購入・補修・増築等に必要な資金	連帯保証人あり→無利子 連帯保証人なし→年 1.5%
10 転宅資金	住宅の移転に必要な住宅の賃借に際し必要な資金	連帯保証人あり→無利子 連帯保証人なし→年 1.5%
11 就学支度資金	子どもが学校・就学施設への入学もしくは入所に際し必要な経費	無利子
12 結婚資金	子どもの結婚に際し必要な資金	連帯保証人あり→無利子 連帯保証人なし→年 1.5%

※連帯保証人なしの有利子を選択する場合は、必要な要件があります。



生活福祉資金

低所得者、障害者、高齢者で、安定した生活を送るために必要な資金を他の公的資金等から借りることが困難な世帯に対し、生活福祉資金の貸与制度があります。

(資金の種類)

総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保生活資金
※原則として連帯保証人が必要(連帯保証人が立てられない方でも、貸付を受けることができる場合があります。)

生活保護

さまざまな理由により、生活を維持できなくなった場合に、生活保護法に基づき、国が生活に困った方の困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するとともに、生活を立て直すために必要な支援を支援をしていく制度です。

保育・学童に関すること

保育所

保護者が就労や病気であるなどの為に、家庭での保育ができない乳幼児(0歳～就学前の児童)の保育を行う施設です。母子(父子)家庭については、優先的に入所できるよう配慮されるとともに、所得によっては保育料が減免になる場合があります。

〈一時保育〉一時的に家庭保育が困難(保護者の就労や疾病、入院、冠婚葬祭、育児疲れの解消等)になった乳幼児を、保育園で預かる一時保育を実施している保育所もあります。

病児・病後児保育事業

保育所に通っている子どもが病気になったとき、親が仕事を休めない時には親に代わって病気の子どものお世話をしてくれます。

【利用年齢】

おおむね6ヶ月～小学校3年生くらいまで。

【利用時間】

平日は午前8時～午後5時半。延長保育はありません。水曜日と日曜祝祭日はクリニック休診のため、病児保育室もお休みです。5時間以内の利用の場合は半日保育となります。

【利用料金】(診察代は別途必要です)

・南城市内在住2,500円(保育料2,000円、食事・おやつ代500円)

・南城市外在住3,000円(保育料2,500円、食事・おやつ代500円)

*半日保育(5時間以内)の場合、保育料は市内1,500円、市外2,000円です。*昼食とおやつ持参の場合は食費がかかりません。*生活保護世帯は無料です。(ただし南城市内在住の方のみ。利用料免除申請書提出が必要)

病児保育室 大里キッズ

電話 098-882-8444

〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里2545-1

平日:午前8:00～午後5:30 土曜:午前8:00～午後3:00

*水、日曜祝祭日はクリニック休診のためお休みです。*5時間以内の利用の場合は半日保育となります。

大里こどもクリニック

電話 098-882-8111



地域子育て支援センター

育児相談や育児サークルを支援するセンターを保育所に併設し、交流保育や育児講座などの親子で遊べる場を提供しています。(無料で利用できます。)

育児支援家庭訪問事業

各市町村では専門の職員を配置し、家庭訪問をして育児の相談や技術指導、簡単な家事援助を行うことで子育ての孤立感や不安をなくし安定した子育てができるお手伝いをします。

児童館と児童センター

児童館は集会室・遊戯室・図書館を備え、専任の職員が遊びを通じて児童の育成に努めています。

児童センターは児童館の機能の他に運動用設備を備え、児童の体力づくりも行っています。

放課後児童クラブ

保護者が昼間就労などで家庭にいない小学生を対象に、児童館・児童センター、学校の空き教室等において生活の場を提供し遊びや生活をととして児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援しています。母子(父子)家庭については、所得により保育料が減免になる場合があります。

養育に関すること

母子家庭等日常生活支援事業

母子及び父子家庭、寡婦の方を対象に、一時的に家事や育児が困難になったとき、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣し、保育や家事等日常生活のサポートを行います。お住まいの市町村児童福祉担当課等で申請が必要です。

ファミリーサポートセンター

子育ての助けをしてほしい人(依頼会員)と、子育ての手助けをしたい人(提供会員)をお互いに会員として育児の助け合いを行う有償ボランティア組織です。

- 保育所や学校の開始前や終了後の子どもの預かりや学童保育修了後の預かり
 - 保育施設までの送迎
 - 学校の夏休みなどの子どもの預かり
 - 保護者の病気や急用、冠婚葬祭時などの際の子どもの預かりなど
- 利用についてはファミリーサポートセンターでの登録が必要です。また利用については利用料金がかかります。利用料金については、各センターまでお問い合わせ下さい。

問い合わせ

南城市ファミリーサポートセンター 098-882-8861
南城市大里仲間918(南城市総合保健福祉センター内)



母子自立支援相談(母子自立支援員)

母子自立支援員が、母子家庭の抱える様々な悩みや就業相談等の相談を受け、情報提供をしながら、母親の自立のお手伝いをします。

親子電話相談

子育て等に関する悩みや不安を抱える保護者の相談や、学校や家庭等のことで悩む子ども達の電話相談を行います。

☎ 098-869-8753 月～土：午前9時～午後10時

児童相談所

子育てなどに困っている時(養育・虐待・発達の遅れや障がい・しつけ・いじめ・非行など)の専門的な相談機関として、児童相談所があります。

児童相談所では、児童に関する相談を受け、専門的な観点から調査・判定し、必要な指導や助言を行います。また児童の一時保護を行ったり、児童福祉施設への入所や里親への委託手続を行っています。

名 称	電話番号	受付時間
沖縄県 中央児童相談所	098-886-2900	平日8:30～17:15
おきなわ子ども虐待ホットライン	098-886-2900	平日17:15～翌日8:30 土日祝24時間対応
沖縄県コザ児童相談所	098-937-0859	平日8:30～17:15

※児童虐待とは、親や養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に影響を与える行為です。虐待の種類には、身体的・心理的・性的・ネグレクトがあります。

市町村家庭児童相談室

市町村には家庭児童相談室があり、家庭相談員が家庭やお子さんに関する相談(養育・虐待・発達の遅れ・しつけ・いじめ・非行など)を受けています。

子ども人権110番(那覇地方法務局)

0120-007-110(平日) 8時30分～17時15分
メール相談(携帯用)<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

母子生活支援施設

生活と養育の困難な母子世帯が、目標を持って自立できるまでの間、専門職員が生活、就労、子育ての養育相談等のサポートをしながら、その生活と子育てを支援する施設です。

那覇市母子生活支援センター さくら	那覇市首里鳥掘町4-99	098-886-7018
浦和寮	浦添市屋富祖2-5-14	098-877-8051
沖縄市立母子生活支援施設 レインボーハイツ		

公営住宅への優先入居

ひとり親世帯に対し優遇措置が取られています。その他の公営住宅についても市町村によって優先的な取り扱いを行っている所もあります。

【募集期間】県営住宅：毎年7月

市町村営住宅：市町村によっては時期が違うので事前に担当窓口で確認してください。

問い合わせ

【県営住宅】沖縄県住宅供給公社 ☎ 098-858-1146

【市長村営住宅】市町村担当窓口



医療に関すること

母子及び父子家庭医療費助成

母子家庭の母と子ども、父子家庭の父と子ども等に、医療費の一部を助成します。市町村に住所があり、医療保険に加入している者(世帯)で、対象児童が18歳に達した日以降の最初の3月末日までの間にある者が対象となります。

- ・ 事前に受給資格等の申請が必要です。
- ・ 所得制限があります。

小児救急電話相談

休日や夜間など子どもの急な病気の時、また病院受診をしたほうがよいかなどの判断に困ったとき、小児科医や看護師に電話で相談ができます。

短縮番号 #8000 または 098-888-5230
相談時間帯 19:00 ～ 23:00

短縮番号を押すとお住まいの都道府県内の相談窓口に自動転送されます。携帯電話からの利用も可能です。



不登校・ひきこもり等

不登校・ひきこもり・ニート等に関する相談

不登校、ひきこもり、ニート、非行などの困難を抱える子どもや若者、その家族からの相談を行っています。

NPO法人 思春期青年期心理 サポーター ほのぼのすべ〜す	〒903-0117 西原町翁長615-1 ウエストコート 102号	098-946-0711
地域若者サポート ステーション沖縄	〒904-0004 沖縄市中央2-28-1 コリンザ3F	098-989-4224
地域若者サポート ステーションなは	〒902-0073 那覇市上間563	098-853-5111
星槎国際高校 沖縄学習センター	〒904-0023 沖縄市久保田1-10-49	098-931-1003

非行・不登校等に関する相談

ヤングテレホンコーナー	電話:098-862-0111、電話:0120-276-556(フリーダイヤル) 平日:9:30~18:15 ※上記時間以外は留守電で対応します。
警察本部少年課 少年サポートセンター	098-862-0110(内線3039・3095)
青少年ダイヤル「なは」	電話:098-832-7867 平日:月曜~金曜日 時間:9:00~17:00

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域における相談・支援のボランティアです。生活やお子さんのこと等で困った時、地域で身近な相談ができます。市町村の各地区を担当し、地域に密着した相談・支援活動を行っています。

問い合わせ

南城市社会福祉協議会 098-882-8861



女性に関する相談

女性の悩み・DV・性暴力被害者相談窓口

パートナーからのDVや、家族や夫婦間の問題、人間関係、性暴力被害等、女性の抱えるさまざまな問題についての相談を行っています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナーなどの親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことを言い、暴力は人権侵害です。暴力の種類には、身体的・精神的・性的・社会的・経済的暴力があり、子どもの目でのDVは児童虐待(心理的)にあたります。

デートDVとは、中・高校生を含め、若いカップル間で起こる暴力のことです。DVは大人だけの問題ではありません。

沖縄県女性相談所 配偶者暴力相談支援センター	098-854-1172	月～金8:30～18:00 土日祝8:30～17:00
北部福祉保健所 (配偶者暴力支援センター)	0980-52-0051	平日8:30～17:15
沖縄県男女共同参画 センターている相談室	098-868-4010	(火～土) 10:00～20:00
なは女性センターダイヤルうない	098-861-7515	月～土9:00～12:00 13:00～17:00
那覇地方法務局 「女性の人権ホットライン」	0570-070-810	8:30～17:15
沖縄県警察本部警察安全相談 性犯罪被害者専用相談	098-863-9110 または#9110 098-868-0110	年中無休 年中無休

女性に関する相談

強姦救援センター沖縄REICO(レイコ) ※レイプ・性暴力・性虐待・セクシャルハラスメントなど、性被害にあった女性と子どものための電話相談	098-890-6110	水19:30～22:00 土15:00～18:00
沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	10:00～16:00
全国共通DVホットライン	0120-956-080	10:00～15:00 (日・祝日・年末年始除く)
緊急時は110番へ 一人で悩まず電話して下さい。プライバシー(秘密)は守ります。		

国際結婚・離婚等に関する相談

外国人(主に米軍人や軍属とその家族)との結婚・離婚などの相談を行っています。

問い合わせ

沖縄県男女共同参画センター「ている相談室」 098-868-4010



福祉サービス・日常生活・社会生活等の相談

県や市町村等では、障がいのある方やその家族の方の相談を受け、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用や日常生活等の情報提供、サポートを行っています。

相談窓口

- 各市町村障害福祉担当窓口
- 指定相談支援事業所(市町村担当課にお問い合わせください)
- 沖縄県発達障がい者支援センター「がじゅま〜る」
(発達障がいのある方や家族の相談)098-982-2113
- 沖縄小児発達センター098-932-6077
- 児童相談所(障害児施設への入所・通所の相談)
- 中央児童相談所:098-886-2900
- コザ児童相談所:098-937-0859
- 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所098-886-2115
- 県障害保健福祉課 098-866-2190
- 障害者110番 (電話・FAX)098-835-6996
- 沖縄県難病相談・支援センターNPO「アンビシャス」098-951-0567
- 精神保健に関する相談
心の健康相談から精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め精神保健福祉全般の相談を行っています。
- ・各市町村障害福祉課担当窓口
- ・県福祉保健所(35頁参照)
- ・県総合保健福祉センター(こころの電話相談:098-888-1450)

児童デイサービス

障がいを持つ子どもや発達に心配のある子どもを対象に、日常生活における基本動作や集団生活に適應するために必要なことを身につけさせる等、それぞれの子どもにあった養育サービスを行っています。就学前に通所で養育する保育施設的な事業と、就学後の放課後にサービスを提供するものがあります。給付申請などが必要です。

親子通園事業所

発達に不安や遅れがあるお子さんとその保護者の方が、一緒に通園し早期の療育支援を行い、子育てに関する悩み事を家族の方と考える子育て支援機関です。

障害児等療育支援事業

在宅の障がい児(者)やその家族の方が、安心して地域で生活できることを目的に、身近な地域での療育指導や療育相談等の支援活動を行っています。

対象者:県内在住で在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)
身体障がい児及び発達障がい児及び家族。

問い合わせ

各事業所または県障害保健福祉課 098-866-2190



障害者就業・生活支援センター

働きたい障がい者の方、働いている障がい者の方の相談を受け、必要な援助や訓練等のあっせんなど、関係機関と連携しながら、障がいのある方が働いたり、生活していくために必要な支援を行います。県内には本島北部・中部・南部・宮古・八重山の5か所に設置されています。

問い合わせ

北部地区障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	0980-54-8181
中部地区障害者就業・生活支援センター	098-931-1716
南部地区障がい者就業・生活支援センターかるにあ	098-871-3456
宮古地区障害者就業・生活支援センター みやこ	0980-79-0451
八重山地区障害者就業・生活支援センター どりいむ	0980-87-0761

南城市就業支援

児童扶養手当を受給している方を対象としたハローワークによる就労個別支援

児童扶養手当受給者で早期就労を希望するかたへ完全予約によるきめ細やかな就労支援を行っています。

場所:南城市大里庁舎

日時:第1・3・5月曜日10:00～15:00 【完全予約制】

※ハローワーク那覇やグジョブセンターおきなわにて個別支援を受けることも可能です。

お問い合わせ先:

南城市福祉部児童家庭課 TEL:098-946-8995

ハローワーク那覇 TEL:098-866-8609(コード番号42#)

母子家庭等就業・自立支援センター事業(父子家庭も対象) 就業相談

就業相談、就業支援講習会等、求人情報の提供等一貫した就業支援サービスを行っています。

母子自立支援プログラム策定

児童扶養手当を受給している方を対象に、母子自立支援プログラム策定員と就業相談員、ハローワーク等が連携して自立と就労を個別に支援します。ひとり親家庭の就職活動・転職を応援します。

問い合わせ

(公社)沖縄県母子寡婦福祉連合会 098-887-4099



仕事

南城市雇用創出サポートセンター

南城市では職をお探しの方と人手不足に悩む農家や企業者等と、就労者を希望する市民に、お互いに雇用情報を提供することにより、新たな雇用の創出による失業者対策と、人手不足解消による経営規模の拡大を目的として、無料職業紹介所『南城市雇用サポートセンター』を開設しました。

就業支援講習会

自立・就業へ向けて、無料講座で資格や技能を取得できます。介護職員初任者研修、介護事務、パソコン講習等の講座や就業サポート事務等があります。

問い合わせ

(公社)沖縄県母子寡婦福祉連合会 098-887-4099 または、各市町村母子会までお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金 (父子家庭も対象)

就業に役立つ雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講して母子家庭等の母や父に対し、受講料の20%を支給します。

高等職業訓練促進給付金 (父子家庭も対象)

看護師や介護福祉士、保育士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する母子家庭等の母や父に対し、修業期間中(2年を上限)生活費を支給します。

グッジョブセンターおきなわ

就労や生活にかかわる機関が連携し、若年者、中高年、女性、生活に不安を抱える方に、相談から就職まで総合的な支援を行っています。

仕事

総合窓口 グッジョブセンターおきなわ
月～金 朝9時～昼5時まで(土日 祝日 年末年始除く)
電話 098-865-5006(那覇市泉崎1-15-10)
グッジョブセンターおきなわ中部サテライト
電話 098-923-0078(北谷町北谷2-13-3)

地域若者サポートステーション

若者の職業的自立にむけた総合的なサポートを行います。

- ・15歳～39歳くらいで学校を卒業・中退後、あるいは離職後、しばらく職についていない若年者
- ・不登校、引きこもり、高校に進学したものの休学、留年中などで悩む保護者や関係者からの相談も受け付けています。

開所:月曜～金曜(土日祝祭日を除く)

問い合わせ(地域若者サポートステーション)

サポートステーション那覇(10:00～17:00)
那覇市上間563(田端建設1階) TEL&FAX098-853-5111
サテライト(那覇市平和通り)月・水 13:00～17:00



高齢者福祉

各市町村の高齢者福祉の相談窓口では、日常生活相談、介護保険、医療費、施設入所などの相談ができます。

高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付は、「高年齢者雇用継続基本給付金」雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給されます。

それと基本手当を受給し、60歳以降再就職した場合に支払われる「高年齢再就職給付金」に分かれます。

問い合わせ

ハローワーク那覇 TEL098-866-8609

地域包括支援センター

高齢者の介護保険や介護予防、権利擁護（高齢者虐待や成年後見制度等権利を守ることにについて）など福祉に関するさまざまな相談に応じ、保健・福祉サービスの紹介・相談等を総合的に行う窓口です。

問い合わせ

各市町村の高齢者福祉担当窓口
県高齢者福祉介護課 098-866-2214

公証人役場

公正証書の作成、定款の認証、確定日付の付与等を行う官庁です。

（協議離婚の場合、慰謝料や養育費などについて、公正証書を作成することで、内容に違反した場合、裁判手続きを経ることなく、強制執行の手続きを取ることができます。）

家庭裁判所

家事事件と少年事件を専門的に扱う裁判所です。

（家事事件とは離婚、扶養、遺産分割のような夫婦、親族間の紛争などの事件を言います。少年事件とは20歳未満の非行少年、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などの事件を言います。）

問い合わせ

那覇家庭裁判所（那覇市樋川1-14-1） ☎098-855-1000
 沖縄支部 （沖縄市知花6-7-7） ☎098-939-0017
 名護支部 （名護市宮里451-3） ☎0980-52-2642
 平良支部 （宮古島市西里345） ☎0980-72-3428
 石垣支部 （石垣市登野城55） ☎0980-82-3812

消費生活相談（県民生活センター相談窓口）

県民生活センターでは、暮らしにおける商品・サービスの契約に関するトラブルについての相談、商品・サービスについての品質などについての問い合わせを電話又は来所にて受け付けており、消費生活に関する問題解決へのお手伝いをしています。相談は無料です。

相談受付

月曜日～金曜日（土日、祝祭日、年末年始は休み）

受付時間：午前9時～午後12時、午後1時～午後4時

相談専用電話番号（メインセンター）098-863-9214

宮古分室：TEL：0980-72-0199

八重山分室：TEL：0980-82-1289



貸金業に関する相談

名 称	連絡先	相談内容
沖縄県総合事務局財務部 多重債務者相談窓口	098-866-5070	借金の相談
沖縄総合事務局財務部 金融監督課	098-866-0095	財務局長登録業者等に関する登録確認・苦情
沖縄県県民生活課 貸金業苦情相談受付窓口	098-866-2310	沖縄県知事登録業者等に関する登録確認・苦情

法テラス

法的トラブルを抱えたとき、問い合わせ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で案内しています。

経済的に困りの方に、無料の法律相談や弁護士・司法書士費用などの立替え(民事法律扶助)を行っています。

法テラス ☎0570-078-374
平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

犯罪被害者等支援相談

犯罪等により被害を受けられた方やそのご家族又はご遺族の方々の相談を受け付けます。

また、「警察安全相談室」では、防犯、交通、暴力問題、少年非行、ストーカー、男女間暴力、不動産や金銭に関する犯罪などの相談を受け付けています。

沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口

直通電話 098-866-4115

相談日 月曜～金曜(年末年始、祝祭日、慰霊の日を除く)

時 間 8:30～17:15(12:00～13:00を除く)

沖縄被害者支援ゆいセンター 098-866-7830

受付 月曜～金曜日10:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

県警察本部広報相談課警察安全相談室 098-863-9110

全国共通 #9110

受付 平日9:30～18:00(相談電話は24時間受け付けていますが、専門相談員による相談は上記の日時です。)

交通事故に関する相談

交通事故に遭った方々(加害者・被害者)に賠償問題、示談、その他に生ずる問題等に対して、専門の相談員が助言を行っています。

(沖縄県交通事故相談所)

本 所 那覇市旭町116-37 県南部合同庁舎5階 TEL:866-2185

中部支所 沖縄市美原1-6-34 県中部合同庁舎4階 TEL:939-7512



暴力団に関する相談

暴力団からの嫌がらせ、不当な要求などの被害を受けたときの相談を受け付けています。

暴力情報110番(担当:警察本部暴力団対策課被害回復アドバイザー)
☎ 098-862-0007
時間:月曜～金曜日 9:30～17:45
暴力団追放沖縄県民会議(担当:暴力団追放沖縄県民会議)
☎ 098-868-0893
時間:月曜～金曜 9:30～18:15

いのちの電話

心の危機を抱えながら、悩み苦しんでいる方の電話相談を行っています。

沖縄いのちの電話
☎ 098-888-4343 10:00～23:00

DV加害者更生相談

自らの暴力の責任を認識し、変わる意思を持っている方を対象とした電話相談を行っています。

更生保護法人がじゅまる沖縄「DV加害者更生相談室」
☎ 098-884-1018 水曜日 17:00～21:00

県福祉保健所・市福祉事務所(平成22年4月現在)

	名 称	所 在 地	管 轄
県	沖縄県南部福祉保健所	〒901-1104 南風原町字宮平212 TEL.098-889-7150 FAX.098-889-6366	島尻郡(伊平屋村及び伊是名村を除く)、西原町
	沖縄県中部福祉保健所	〒904-2154 沖縄市美原1丁目6番28号 TEL.098-938-9709 FAX.098-938-9789	中頭郡(西原町を除く)、金武町、宜野座村、恩納村
	沖縄県北部福祉保健所	〒905-0017 名護市大中2-13-1 TEL.0980-52-2549 FAX.0980-52-7544	国頭郡(金武町、宜野座村、恩納村を除く)、伊平屋村、伊是名村
	沖縄県宮古福祉保健所	〒906-0012 宮古島市平良東仲宗根476 TEL.0980-72-3771 FAX.0980-72-8446	多良間村
	沖縄県八重山福祉保健所	〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 TEL.0980-82-2330 FAX.0980-83-5949	八重山郡
市	南城市福祉事務所	〒907-1292 南城市大里字仲間807 TEL.098-946-8996 FAX.098-946-8997	南城市

県児童相談所

児童相談所	連絡先	相談時間
中央児童相談所	TEL.098-886-2900	月～金8:30～17:15
(子ども虐待ホットライン)	TEL.098-886-2900	上記以外の時間(24H対応)
コザ児童相談所	TEL.098-937-0859	月～金8:30～17:15

県女性相談所

女性相談所	連絡先
沖縄県配偶者暴力相談支援センター	TEL.098-854-1172
北部配偶者暴力相談支援センター(北部福祉保健所内)	TEL.0980-52-0051
中部配偶者暴力相談支援センター(中部福祉保健所内)	TEL.098-938-9886
南部配偶者暴力相談支援センター(南部福祉保健所内)	TEL.098-889-6364
宮古配偶者暴力相談支援センター(宮古福祉保健所内)	TEL.0980-72-3132
八重山配偶者暴力相談支援センター(八重山福祉保健所内)	TEL.0980-82-2330

